

事務連絡
平成16年3月24日

各〔都道府県〕
〔政令市〕 感染症担当課 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課

高病原性鳥インフルエンザの防疫従事者に対する
インフルエンザワクチン接種の勧奨について

標記については、「高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について(通知:第3報)(平成16年2月27日付医経発第0227001号・健感発第0227001号・食安監発第0227002号厚生労働省医政局経済課長・健康局結核感染症課長・医薬局食品安全部監視安全課長通知)」により、高病原性鳥インフルエンザに感染した鳥が発生した農場において鳥の殺処理に従事する者に対するインフルエンザの予防接種を求めてきたところですが、現状のインフルエンザの流行状況を勘案し、以下のとおり対応されるようお願いいたします。

記

1. 感染症発生動向調査によりインフルエンザの流行状況を確認した上で、インフルエンザの予防接種の可否を判断すること。
2. その際の判断の目安は「各都道府県ごとの定点当たり報告数が1.0を下回った場合」とすること。
3. インフルエンザについては冬季の流行が終息後も少数ながら発生が見られることから、定点当たり報告数が1.0を下回った場合であっても、各自治体の判断により接種を行うことを妨げるものではないこと。